

地域再生基本方針の一部変更について

〔平成29年3月31日
閣議決定案〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

別表を別紙のように改める。

別紙

別表（地域再生計画と連動する施策）

（※１）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

（※２）特定政策課題の欄について、地域再生基本方針４の３）特定政策課題の具体的テーマの設定①のイを「健康まちづくり」、①のロを「郊外団地再生」、①のハを「中山間地域」、②のイを「６次産業化」、②のロを「再生可能エネルギー」としている。

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	プログラム分類								特定政策課題のテーマ分類				
			雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外団地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー
まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）	従来の「縦割り」事業のみでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、事業の実施状況に関する客観的な指標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援するため、予算の範囲内で、交付金を交付する。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
地方創生応援税制（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例）	認定地域再生計画に記載されている、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対して、課税の特例措置を講ずる。	内閣府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎	◎		◎	◎	◎	◎						
特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講ずることにより、対象事業の充実を図る。	内閣府	◎	◎		◎	◎			◎		◎	◎	◎	
特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講ずる。	内閣府 総務省							◎	◎	◎	◎	◎	◎	
地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	地方において本社機能の強化を行う地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事業者等に対して、債務保証、課税の特例及び減収補てんの特例措置を講ずる。	内閣府 総務省 厚生労働省 経済産業省	◎				◎								
地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	市町村が、認定地域再生計画に記載された ①基幹集落に生活サービス機能を集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に関する事項 ②農用地等の保全及び利用に関する事項 について、協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について農地転用許可、農用地区域の変更基準、開発許可等の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎	
自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	基幹となる集落に機能・サービスを集約し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」を形成する場合に、持続可能な地域公共交通の形成及び物資の流通の確保に資するため、市町村が地域再生計画を作成し認定を受けた場合に、自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送を可能とする。	国土交通省				◎						◎			
生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業について、協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときは、事業の実施に必要な介護事業者の指定等、事業者による手続の簡素化の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省	◎	◎		◎	◎		◎	◎					

[illegible]

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	プログラム分類								特定政策課題のテーマ分類				
			雇用 再生	つな がり	再チ ヤレ	交流 連携	産業 活性	知の 拠点	温暖 対策	その 他	健康ま ちづく り	郊外回 地再生	中山間 地域	6次産 業化	再生可 能エネ ルギー
地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省				◎			◎		◎	◎	◎		
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、市町村・NPO等が行う既存公共施設の再編・集約に係る事業について支援を行う。	国土交通省								◎			◎		
生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、サービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象とする。	国土交通省 厚生労働省	◎	◎		◎	◎			◎	◎				
遊休工場用地等に導入する産業の特例	未利用の土地を有効活用し、農村地域における雇用創出を図るため、遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法（農工法）に基づいて整備された工場用地等のうち、一定期間（５年）以上同法に基づく工業等の用に供されていないもの）に、工業等以外の産業を導入する事業を記載した地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該地域再生計画に記載されている産業を農工法における工業等とみなす農工法の特例措置を講ずることとする。	農林水産省	◎				◎							◎	
地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例	農林水産業の６次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。	農林水産省					◎							◎	◎
構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法、中心市街地活性化法又は企業立地促進法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、上記の各法律に基づく計画の認定等があったものとみなす。	内閣府 経済産業省					◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
補助対象施設の有効活用	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁								◎	◎	◎	◎		